平成２３年（フ）第６５４号
愛知県刈谷市高倉町３丁目411番地　サンパーク神谷201号
債務者　宮田　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月19日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
栃木県矢板市本町２番１号、前住所栃木県宇都宮市今泉町170番地８　Ｓａｔｉｅ今泉502号室
債務者　渡邊明日香
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
長崎県平戸市田平町一関免28番地３
債務者　北浦　照美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月30日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第４号
長崎県松浦市福島町浅谷免629番地２、従前の住所長崎県松浦市福島町浅谷免703番地３
債務者　岡　　明人
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月30日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第５号
長崎県松浦市福島町浅谷免629番地２、従前の住所長崎県松浦市福島町浅谷免703番地３
債務者　岡　　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月30日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４３１号
愛知県一宮市開明字大橋西11番地２
破産者　吉田　真也
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５３０号
埼玉県加須市本郷1110
破産者　株式会社サワダ企画
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
埼玉県志木市中宗岡３丁目３番14号
破産者　株式会社三共商産
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
愛知県小牧市大字河内屋新田字上岩倉杁630番地
破産者　株式会社小牧魚錠
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１号
富山県射水市殿村144番地
破産者　丸七商事株式会社
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５４号
富山県射水市殿村144番地
破産者　𦚰手　　仁
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１１７号
三重県三重郡川越町大字北福崎383番地３
破産者　株式会社アーダ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
大阪府柏原市上市４丁目１番８号
破産者　株式会社ファルマックス
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１２号
神戸市中央区元町通２丁目３番２号ファッションビルジェム４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区元町通３丁目１番12号
破産者　株式会社大村商事
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２９号
神戸市中央区二宮町２丁目６―18―101、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区御影本町２丁目８番20―1406号
破産者　株式会社未来工房
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
青森県三沢市南町４丁目31番地3732、支店所在地青森県八戸市桔梗野工業団地１丁目３番10号
破産者　平成産業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
山梨県甲府市上帯那町293番地の１
破産者　千代田工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係